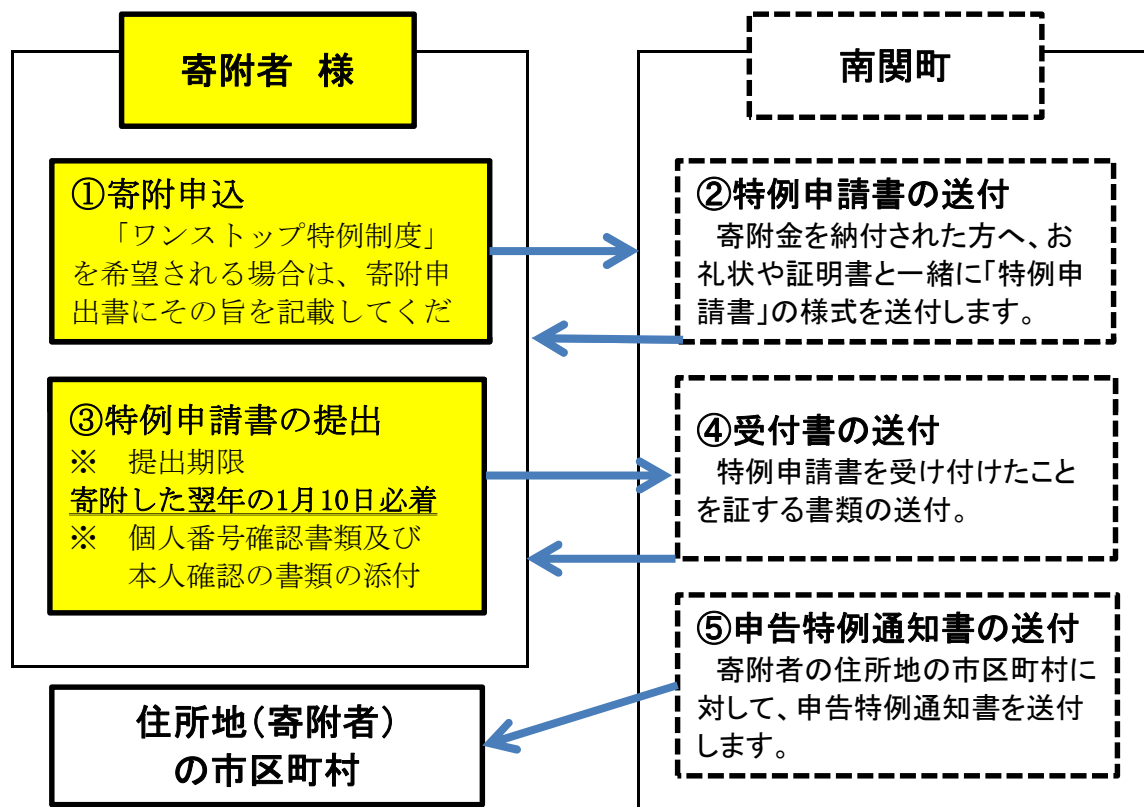


ふるさと寄附金『ワンストップ特例制度』について

■ 寄附者に行っていただく手続き

┌──┐ 南関町が行う手続き



◆ふるさと寄附金「ワンストップ特例制度」とは

・平成27年度地方税制改正において、確定申告を必要とする現在の仕組みに、税法上の特例を創設し、確定申告の不要な給与所得者等が、ふるさと寄附を行う場合はワンストップで控除を受けられる仕組み。
・マイナンバー、マイ・ポータルを活用した簡素化までの間の特例的な仕組みとして導入。

◆本制度の対象となる方

以下の条件にすべて該当する方が対象となります。

- ①確定申告が不要な給与所得者等であること。
- ②5団体以内のふるさと寄附者であること。

◆留意事項

※ふるさと寄附金ワンストップ特例の申請は、申告特例申請書(寄附をした翌年の1月10日必着)に記入の上、ふるさと寄附先団体へ提出することが必要です。
※(転居による住所変更など)申告特例申請書の内容に変更があった場合はふるさと寄附をした翌年の1月10日(必着)までに、申告特例申請事項変更届出書をふるさと寄附先団体へ提出することが必要です。
※5団体を超える自治体へふるさと寄附をした方は、確定申告が必要です。
※ふるさと寄附金ワンストップ特例の適用を受ける場合は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われます。(ふるさと寄附翌年の6月以降に支払う個人住民税が軽減されます。)
※寄附者が「ワンストップ特例」の申請後に、寄附先が5団体を超えた場合及び確定申告をした場合は、ワンストップ特例制度の申請はなかったものとみなされます。
なお、詳細については、お問い合わせください。

※ 必ず裏面をご確認ください。

2016年のマイナンバー導入に伴い、2016年1月1日から申請に変更があります。

1.「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」にマイナンバー（個人番号）を記入する。

2.本人確認と個人番号確認の書類の写しの提出。

なりすまし防止のために「個人番号確認の書類」と「本人確認の書類」のコピーを申請書と一緒に郵送することが必須になりました。ご自身のマイナンバー受け取り状況に合わせて、以下の表の書類を手元に用意してください。各自治体から手配される「通知カード（マイナンバーを通知するカード）」または「個人番号カード（マイナンバーの入った公的身分証明書）」のどちらを持っている、またはどちらも持っていない場合でご参照ください。

	「個人番号カード」 を持っている人	「通知カード」 を持っている人	「個人番号カード」「通知カード」 のどちらもない人
個人番号確認 の書類	個人番号カードの裏のコピー	通知カードのコピー	個人番号が記載された 住民票のコピー
本人確認 の書類	個人番号カードの表のコピー	下記のいずれかの身分証のコピー ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・その他（官公庁発行の顔写真付き の証明書等） ※ 顔写真、氏名、生年月日、住所の 記載されているもの。（注1）	下記のいずれかの身分証のコピー ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・その他（官公庁発行の顔写真付き の証明書等） ※ 顔写真、氏名、生年月日、住所の 記載されているもの。（注1）
注1	上記の身分証のコピー（顔写真付き）がない場合は、以下の書類のうち2点の提出が必要となります。 ・健康保険証 ・介護保険証 ・年金手帳 ・社員証（氏名と生年月日又は住所が記載されたもの）		

上記のように、

- ・個人番号カードを持っている場合：「個人番号カードの表裏のコピー」
 - ・通知カードを持っている場合：「通知カードのコピー」と「身分証のコピー」
 - ・個人番号カードも通知カードもない場合：「個人番号が記載された住民票のコピー」と「身分証のコピー」
- を申請書と一緒に郵送してください。

◆提出先・問合せ先 〒861-0803 熊本県玉名郡南関町関町1316
南関町役場 総務課 電話 0968-57-8500 FAX0968-53-2351